

新民法の消滅時効

古い買掛金を請求されても、請求された側では資料・証拠が残つておらず、内容や支払の有無を確認することができないおそれがあります。

innovate
Power for t

企業

(第18回)
京都大学法
2012年よ
た後、2
職)

今回のご相談

当社は、購買先から部品を仕入れて消費者向けの電化製品を製造し、卸売業者及び小売業者を通して消費者に販売しています。

当社の債権債務の消滅時効は、新民法の施行によってどのように変わるのでしょうか。

現民法では、個人間の債権は権利行使することができる時から一〇年（民法一六七条一項）、商事債権は権利行使することができる時から五年で時効消滅します（商法五二二条）。また、一定の債権は、五年より短い期間（一～三年）で消滅します（短期消滅時効）。例えば、工事代金は三年（民法一七〇条二号）、商品代金は二年（民法一七二条一号）、宿泊料・飲食料は一年（民法一七四条四号）といった規定があります。しかし、現民法では、対象の債権が一体何年で時効消滅するのかわかりにくいというの問題がありました。

新民法の内容①　—時効期間の統一

消滅時効期間の改正

消滅時効期間の改正

現民法の内容 一様々な時効期間

現民法では、個人間の債権は権利を行使することができる時から一〇年（民法一六七条一項）、商事債権は権利を行使することができない時から五年で時効消滅します（商法五二二条）。また、一定の債権は、五年より短い期間（一～三年）で消滅します（短期消滅時効）。例えば、工事代金は三年（民法一七〇条二号）、商品代金は二年（民法一七二条一号）、宿泊料・飲食料は一年（民法一七四条四号）といった規定があります。

しかし、現民法では、対象の債権が一体何年で時効消滅するのかわかりにくいうる問題がありました。

払金の発生を知らなかつた場合が挙げられます)。

なお、不法行為に基づく損害賠償請求権(交通事故の物損に関する相手方への請求権等)は、現民法と同様、原則として、損害及び加害者を知つた時から三年、不法行為の時(権利行使できる時)から二〇年で時効消滅します(民法七二四条)。

新民法の内容②――生命・身体の侵害による損害賠償請求権

上記に加えて、新民法では、生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、特則が設けられ、通常よりも長期間、損害賠償請求が可能となりました(新民法一六七条、七二四条の二)。

（なお、現民法では、製品不具合についての瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求が認められていますが、新民法では債務不履行に基づく損害賠償請求に統一されます。また、改正の前後を問わず、損害賠償請求のためには、貴社が商法五二六条の検査義務を果たしていることが必要です）。

貴社の製品に不具合があつた場合に卸売業者に対する負う損害賠償債務については、損害賠償請求権と同様、卸売業者が製品の不具合を知った時から五年、または、貴社から卸売業者への製品引渡し時から一〇年（生命・身体の場合二〇年）で時効消滅することになります。

消費者に対する負う損害賠償債務については、例えば製品発火で消費者の家財が損傷した場合は、不法行為に基づく損害賠償債務（原則）として、消費者が損害と加害者を知った時から三年、または、貴社から卸売業者への製品引渡し時（不法行為時）から二〇年で時効消滅すると解されます。消費者が怪我をした場合は、不法行為に基づく損害賠償債務（生命・身体）として、それぞれ五年、または、二〇年となります。

まとめ

新民法				現民法			法律
賠償請求権	不法行為に 基づく損害	通常の債権	債務不履行 に基づく損害	賠償請求権	不法行為に 基づく損害	求損行 に基づく債権	（通常の債権に 基づく損害）
生命・身体	原則	生命・身体	原則	—	—	—	権利
五年	三年	五年	五年	五年	三年	—	損害
二〇年	二〇年	二〇年	一〇年	一〇年	二〇年	一〇一〇年	権利を行使でき ること

以上をまとめると、現民法と新民法の違いは以下のとおりとなります。

今回のご相談



企業法務相談室

弁護士 藤田 知美

京都大学法学部卒業、2004年に23歳で弁護士登録、
2012年より約4年間大手法律事務所でパートナーを務め
た後、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現
職)。日本ライセンス協会理事。企業をクライアント
とする訴訟、交渉、相談、各種契約書・規
程の作成・レビュー等に携わる。

時効中斷・停止の改正		民法改正に伴う製造物責任法の改正			
法律	損害	現民法	新民法	損害・加害者を 知った時から	製造物を引き渡 した時から
民法	人身・財産	原則	原則	五年	一〇〇年
民法	生命・身体	原 则	三年	三年	一〇〇年

時効期間が経過する前に、相手方が債務を承認したり、支払いを求めて訴訟を提起すると、時効期間のカウントは中斷されます。

この時効中斷制度についても、現民法の規定はわかりにくかったことから、新民法においては、以下のとおり、時効期間のストップ（完成猶予）とリセット（更新）に整理されました。

- 相手方（債務者）が債務を承認した場合→

時効中断・停止の改正

時効期間が経過する前に相手方が債務を承認したり、支払いを求めて訴訟を提起すると、時効期間のカウントは中断されます。この時効中断制度についても、現民法の規定はわかりにくかったことから、新民法においては、以下のとおり、時効期間のストップ（完成猶予）とリセット（更新）に整理されました。

次に、購買先から仕入れた部品に不具合があつた場合の、購買先に対する損害賠償請求権については、以下のように考えられます。

貴社に、別の購買先から代替品を仕入れたことによる損害が生じた場合、新民法では、債務不履行に基づく損害賠償債務（原則）として、貴社が部品の不具合を知った時から五年、または、購買先が貴社に部品を引き渡した時から一〇年で時効消滅することになります。

部品の不具合によつて貴社の従業員が怪我をした場合、債務不履行に基づく損害賠償債務

消費者が製造物責任法に基づき貴社の責任を追及した場合は、消費者が損害と加害者を知った時から三年（生命・身体の場合五年）、または、貴社から卸売業者への製品引渡しから一〇年で時効消滅します。

時効の更新・完成猶予

もし貴社の請求に卸売業者や購買先が応じない場合には、時効期間の経過前に、債務を認める念書を取得して時効を更新したり、訴訟を提起して時効の完成猶予を得ることになります。